

委 託 契 約 書（案）

委 託 業 務 名 学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分計画マネジメント業務 一式

委 託 料 の 額 金 円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 金 円）

契 約 保 証 金

委 託 期 間 着 手 令和3年 月 日

履行期限 令和4年 3月31日

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は別記「学校統合に伴う物品等の移設及び廃棄処分計画マネジメント業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

3 乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかに名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

（契約保証金）

第2条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号の規定に該当すると認めたときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部若しくは一部の業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督員)

第5条 甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(作業管理者)

第6条 乙は、作業員を直接指揮監督する者（以下「作業管理者」という。）を定め、書面によりその氏名役職を甲に通知するものとする。作業管理者を変更したときも同様とする。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第8条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(業務の完了及び検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務の成果を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときはその日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査終了後、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第 12 条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第 2 項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ履行未済相当額に年 2.5%の割合で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第 13 条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第 15 条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が履行期限までに委託業務が完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

二 乙がこの契約の条項に違反したとき。

三 乙から契約解除の申し出があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

六 前四号のいずれかに該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 12 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定

に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 17 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（個人情報の保護等）

第 18 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後もまた同様とする。

（契約外事項）

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して別に定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 福島県福島市長沼字子ッコ橋 58 番地
 福島県
 福島県立長沼高等学校長 夏目 利江子

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受託者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務を行うために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受託者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、委託者の指定する場所で行わなければならない。

2 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 委託者は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受託者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 委託者は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 受託者又は受託者の従事者（受託者の再委託先及び受託者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受託者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、受託者による取扱いが著しく不適切であると委託者が認めたときは、委託者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。